

# ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ＜専門実践教育訓練を受講する方＞

R6.11.29改訂

この制度は、ひとり親家庭の母又は父が円滑に就業をするための、主体的な能力開発の取組みを支援し、経済的自立の促進を図ることを目的とした制度です。厚生労働省が指定した講座のうち、経済的自立の促進が図られる講座を受講した場合、**6か月ごと**※にその経費の一部として自立支援教育訓練給付金を支給します。※雇用保険による教育訓練給付金の受給資格がある方は**受講修了後**の支給になります。代わりにハローワークから6か月ごとの支給がございます。

**原則として受講申込み前に「講座指定」の申請が必要です。ご相談の前にお電話でご予約ください。**

＜取得する資格、就職・転職でお悩みの方へ＞

「すずらん」HP→



適職に就くために必要な資格や、就労についてお悩みの方は、**ひとり親相談室「すずらん」**で  
ご相談ください。キャリアコンサルタントの資格を持つ専門の相談員とご相談いただけます。

## 支給資格

区内に住所を有するひとり親家庭の母又は父で次の要件が全て該当していること。

- ①20歳未満の児童を扶養している
- ②自立に向けた計画の策定を受けている
- ③過去にこの制度を利用していない
- ④講座を受講することが就業するために必要と認められる
- ⑤受講費用を事前にご自身で負担できる

## 対象講座

厚生労働省が指定した「教育訓練講座」が対象です。通信、eラーニングでの受講も対象となります。

教育訓練講座は《一般教育訓練》《特定一般教育訓練》《専門実践教育訓練》の3種類あります。

下記ホームページより講座を探すことができます。

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座 検索システム

検索先 <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



## 支給額

①雇用保険による教育訓練給付金の受給資格がない方は、ご本人が支払った教育訓練経費(入学料、受講料に限る)の最大85%を支給します。ただし、支給額には上限、下限がございますので以下の表をご確認ください。

上限		下限
(1) 受講中  <b>60%</b>  40万円×修学年数 (160万円を超える場合は160万円まで)	(2) 受講修了後 受講修了後1年以内に資格取得等し、 就職等した場合※  <b>85%</b> 60万円×修学年数 (240万円を超える場合は240万円まで)	12,000円以下は 支給不可

※受講した訓練に係る資格取得およびその資格が必要とされる職業への就職等に限りです。

②雇用保険による教育訓練給付金の受給資格がある方は、①から教育訓練給付金で支給された額を差し引いた金額で支給します。

【雇用保険の教育訓練給付金(ハローワークの制度)の支給割合】

上限		下限	備考
(1) 受講中  <b>50%</b> 上限40万円×修学年数 (120万円を超える場合は120万円まで)	(2) 受講修了後 資格取得等をし、修了した日の翌 日から1年以内に被保険者として 雇用された場合  <b>70%</b> 上限56万円×修学年数 (168万円を超える場合は168万 円まで)	(3) 受講修了後 (2)を満たし、修了後の 賃金が受講前と比較して 5%以上上昇した場合  <b>80%</b> 上限64万円×修学年数 (192万円を超える場合は 192万円まで)	4,000円 以下は 支給不可  ・受講開始前にハローワークで キャリアコンサルティングを 受ける必要があります。 ・法令上最短4年とされている 講座(管理栄養士等)を受講され る場合、上限額が①160万円 ②224万円 ③256万円になる 場合があります。 詳細はハローワークにご確認 ください。

＜計算例1＞修学期間が1年の訓練を修了し、訓練経費が400,000円 ※(1)の場合

総支給額【60%】240,000円

教育訓練給付金 【50%】200,000円	自立支援給付金 【10%】40,000円	自己負担 160,000円
--------------------------	-------------------------	------------------

＜計算例2＞修学期間が3年の訓練を修了し、資格取得をして修了後1年以内に被保険者として雇用され、

受講前よりも5%以上賃金が上昇した場合で、訓練経費が2,200,000円 ※(3)の場合

総支給額【上限】1,800,000円(60万円×3年)

教育訓練給付金 【80%】1,760,000円	自立支援給付金 40,000円	自己負担 400,000円
----------------------------	--------------------	------------------

(注意) 総支給額は85%の1,870,000円にはなりません。

## 【手続きの流れ】

事前相談	お電話にて事前にご予約ください。 就労状況、生活状況、訓練費の工面方法、既にお持ちの資格や技能、資格取得の意欲、資格取得後の展望、希望職種等をお聞きしたうえで、必要性について判断します。既に資格をお持ちの方はその資格を活かせない理由や収入アップに繋がるか、安定した就労に繋がるか等をお聞きしたうえで判断します。
必要書類	受講を希望する講座のパンフレット等（かかる費用、試験日等が分かるもの）



講座指定申請	受講希望の講座について、受講開始前に「講座指定」の申請を行います。申請後、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」を送付しますので、届いた後に受講を開始してください。
必要書類	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（申請時に交付） ②戸籍謄本（発行3カ月以内のもの）※子どもが別の戸籍の場合は子どもの分も必要 ③受講予定の講座内容の分かるもの（講座名、受講期間、受講料） ④判子（朱肉を使用するもの） ⑤教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワーク木場で発行） ⑥マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票等いずれか一つ ⑦その他決定するうえで必要となり、指示のあったもの（ ）



支給申請	申請期限 【ハローワークでの受給資格がない方】受講証明書の支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内 ※ハローワークでの受給資格がある方は <u>支給申請（追加分）</u> を参照してください。
(受講中)	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（申請時に交付） ②ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給請求書兼支払金口座振替依頼書（申請時に交付） ③ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書 ④受講証明書（養成機関から6か月ごとに発行されます） ⑤教育訓練機関発行の講座（教育訓練費）の領収書又はクレジット契約書 ⑥金融機関の預金通帳またはキャッシュカード ⑦判子（講座指定申請時に使用したもの） ⑧マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票等いずれか一つ ⑨戸籍謄本（前回の申請時から変更がなければ不要） ⑩その他決定するうえで必要となり、指示のあったもの（ ）



支給申請（追加分）	申請期限 【ハローワークでの受給資格がない方】資格取得等をし、修了後1年以内に就職等した日から30日以内 【ハローワークでの受給資格がある方】ハローワークからの支給金額が確定してから30日以内
(修了後)	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（申請時に交付） ②ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給請求書兼支払金口座振替依頼書（申請時に交付） ③ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書 ④専門実践教育訓練修了証明書（ハローワークで原本回収されるので事前にお取りください） ⑤教育訓練機関発行の講座（教育訓練費）の領収書又はクレジット契約書 ⑥受講した訓練に係る資格の取得を証明する書類 ⑦受講した訓練に係る資格を必要とする就職等を証明する書類 ⑧金融機関の預金通帳またはキャッシュカード ⑨判子（講座指定申請に使用したもの） ⑩「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」または「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」（雇用保険の教育訓練給付を受給した場合） ⑪マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票等いずれか一つ ⑫戸籍謄本（前回の申請時から変更がなければ不要） ⑬その他決定するうえで必要となり、指示のあったもの（ ）

【注意】 支給申請時に、支給資格がなくなっている場合（末子が20歳になった、ひとり親でなくなった等）は、給付金を受けることができません。

また、講座を受講しなかった場合、若しくは受講を途中でやめた場合も受けられません。

【問い合わせ先】 江戸川区 人権・男女共同参画推進センター 相談啓発係 ☎03 (6231) 8150  
〒132-0011 江戸川区瑞江2-9-15 （人権・男女共同参画推進センター内）

江戸川区HP

